

平成22年4月1日要領第12号

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
精神・神経疾患研究開発費評価委員会運営要領

1. 目的

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神・神経疾患研究開発費取扱規程（以下「取扱規程」という。）第3条に規定する精神・神経疾患研究開発費評価委員会（以下「評価委員会」という。）の適切な運営を図るため、評価委員会運営要領を定める。

2. 業務

評価委員会は次の業務を所掌する。

- (1) 取扱規程第3条第1項に規定する、研究課題の評価。
- (2) 取扱規程第5条第1項に規定する、研究課題、研究者及び研究費の配分について国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長（以下、「理事長」という。）が作成する原案に関する意見の具申。
- (3) 取扱規程第5条第2項に規定する、理事長の研究費の配分の決定における意見の具申。

3. 基本方針

評価委員会における審議の基本方針については、別に定める。

4. 編成等

- (1) 評価委員会は、委員10名程度をもって組織し、委員長1名を置く。
- (2) 評価委員会の委員は、関係行政機関及び学識経験者等のうちから理事長が委嘱する。
- (3) 関係行政機関から委嘱する委員は厚生労働省より医政局研究開発支援課長、健康局難病対策課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長をもって充てる。
- (4) 評価委員会の委員長は、委員の互選によるものとし、委員長に事故があるときは、委員のうちあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。
- (5) 委員の任期は2年とする。ただし、関係行政機関の職員は当該職務に在職の期間とする。また、委員に欠員が生じたときは、それを補充することができるものとし、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

5. 事前評価及び中間・事後評価

- (1) 評価委員会は事前評価及び中間・事後評価（以下「評価」という。）を行う。

- (2) 事前評価では、取扱規程第5条第1項に規定する研究課題、研究者及び研究費の配分並びに同第2項に規定する継続課題の研究費の配分について理事長が作成する原案について評価を行い、その結果を2(2)の規定に基づき理事長に具申する。
- (3) 中間・事後評価では、当該年度に行われた研究課題について、課題毎にその成果を評価し、その結果を理事長に報告する。
- (4) 事前評価及び中間・事後評価における評価項目及び評価方法については別に定める。

6. 開催

- (1) 評価委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (2) 評価委員会は、委員の過半数の出席を持って成立するものとする。
- (3) 評価委員会の議決は過半数を持って決し、可否同数の場合は委員長の意をもって決する。
- (4) 評価委員会の委員は、審議後、議決・評価を行った研究課題の研究者との間に利益相反が存在しない旨証明書に署名する。

7. 庶務

評価委員会の庶務は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター企画経営部企画医療研究課において処理する。

8. 雑則

この要領に定めるものの他、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この運営要領は、平成22年4月1日より施行する。
- 2 平成27年4月1日一部改正。
- 3 平成28年7月12日一部改正。
- 4 平成31年2月19日一部改正。

利益相反が存在しないことの証明書

この文書は、平成 年 月 日に開催された国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神・神経疾患研究開発費評価委員会において、研究課題の研究者との関係が、次に掲げるものに該当する場合は、当該研究者が関与する研究事業に係る（議決 評価）に参加しなかったことを証明するものである。

- ① 親族関係又はそれと同等の親密な個人関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係（共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究会メンバーで緊密な関係にある者等）
- ③ 同一研究単位での所属関係（同一研究機関の研究者等）
- ④ 密接な師弟関係又は直接的な雇用関係
- ⑤ 研究課題の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係又は競争関係
- ⑥ その他、私個人が利害関係と判断する関係

年 月 日

所属機関

役職

氏名